

## カクニンジャー福くん使用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、カクニンジャー福くん（別添）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 第2 権利

カクニンジャー福くんに関する一切の権利は、県警察、福島県金融機関防犯対策協議会（以下「金防協議会」という。）及び一般社団法人福島県銀行協会（以下「銀行協会」という。）に属する。

### 第3 使用承認の基準

使用目的及び使用方法がなりすまし詐欺の被害防止に寄与する場合には、カクニンジャー福くんの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県警察、金防協議会及び銀行協会のイメージ、品位等を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがあると認められる場合
- (6) カクニンジャー福くんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) カクニンジャー福くんの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) カクニンジャー福くんの画像に原形と差異があると認められる場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不相当と認められる場合

### 第4 使用方法

- 1 カクニンジャー福くんは、承認された用途に限り使用できるものとする。
- 2 カクニンジャー福くんは、別添に定めるデザインのみを使用できるものとする。  
ただし、次の各号に掲げる場合で、事前に生活安全部長と協議してその承認を得たときは、この限りでない。
  - (1) カクニンジャー福くんのデザインの一部のみを使用する場合
  - (2) カクニンジャー福くんのデザインを変形又は加工する場合
  - (3) カクニンジャー福くんのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

### 第5 使用の対価

カクニンジャー福くんの使用の対価は、無償とする。

## 第6 使用承認申請

1 カクニンジャー福くんを使用する場合は、生活安全部長に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、県本部内各所属及び署が使用する場合は、次の各号に該当する場合であって、事前に協議をしているときを除く。

(1) 国、地方公共団体、公益社団法人福島県防犯協会連合会及び福島県内の各地区防犯協会連合会が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合

2 上記1の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、カクニンジャー福くん使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、生活安全部長に提出しなければならない。

(1) カクニンジャー福くんの利用状況が分かる完成見本等

(2) 前号のほか、生活安全部長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめカクニンジャー福くん使用承認変更申請書（様式第2号）により変更承認申請を行わなければならない。

4 生活安全部長は、上記3の申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求められることができる。

## 第7 承認通知

1 生活安全部長は、申請内容が使用承認の基準を満たすと認められる場合は、申請者にカクニンジャー福くん使用承認書（様式第3号）を交付する。

2 生活安全部長は、使用を承認する際に条件を付することができる。

## 第8 使用上の遵守事項

第7の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容のみに使用すること。

(2) 第7の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

## 第9 使用状況及び使用実績の確認

生活安全部長が必要と認めた場合には、使用者に対して関係する資料の提出及び説明を求め、使用状況及び使用実績の確認調査を実施することができる。

## 第10 使用承認の取消し等

生活安全部長は、次の各号に該当する場合、使用者に対して使用承認の取消し、使用条件の変更、使用物件の回収の要求等を行うことができる。

(1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(2) カクニンジャー福くんを使用承認条件に違反して使用した場合

(3) 第3の各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、生活安全部長が必要と認めた場合

#### 第11 不承認通知

生活安全部長は、申請内容が第3の各号に該当し、使用を承認しない場合は、申請者にその旨を通知する。

#### 第12 損害賠償等の責任

- 1 カクニンジャー福くんの使用に関し、県警察、金防協議会及び銀行協会は一切の損害賠償の責任を負わない。
- 2 使用者は、カクニンジャー福くんを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県警察、金防協議会及び銀行協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

#### 第13 使用承認申請書等の管理

生活安全企画課にカクニンジャー福くん使用承認申請受理簿（様式第4号。以下「受理簿」という。）を備え付けることとし、受理簿には、申請ごとに使用承認申請書、使用承認書の写し、使用承認変更申請書及び不承認通知を編てつすること。

各申請書の原本は暦年で3年間保管するものとし、署で受理した場合は、原本を生活安全企画課へ送付すること。

#### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、カクニンジャー福くんの使用に関し必要な事項は、生活安全部長が別に定める。